

令和5年度組織改正について（追加）

港区立みなと芸術センター条例の制定に伴う執行体制の強化及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る局面変化を踏まえ、組織の一部を改正します。

1 実施時期 令和5年4月1日

2 組織改正の概要

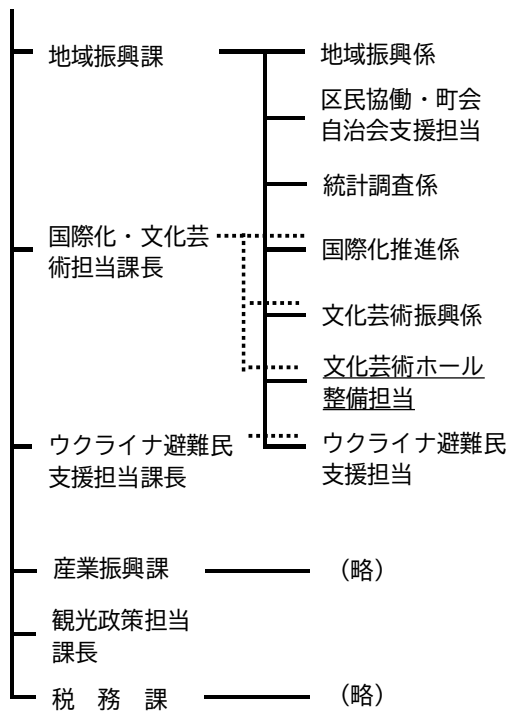
組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織で、下線部は廃止、**囲み**は新設する組織を表しています。

(1) 産業・地域振興支援部

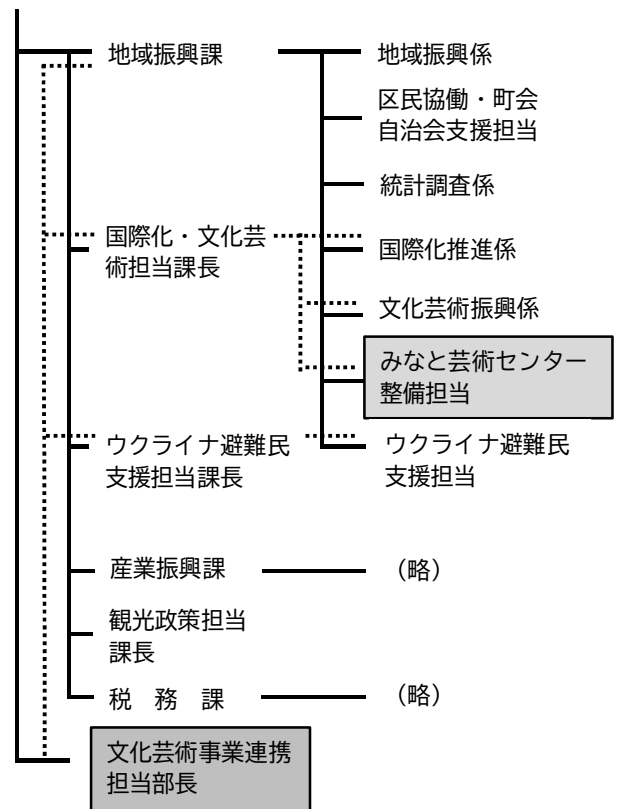
港区立みなと芸術センター条例の制定を踏まえ、令和9年度の施設開設に向けて、必要な調整及び関係団体との連携等を円滑に進めるため、文化芸術事業連携担当部長を設置します。

また、条例で規定する施設の名称と施設の整備を担う組織の名称を一致させるため、地域振興課の文化芸術ホール整備担当（担当係長制）をみなと芸術センター整備担当（担当係長制）に変更します。

産業・地域振興支援部

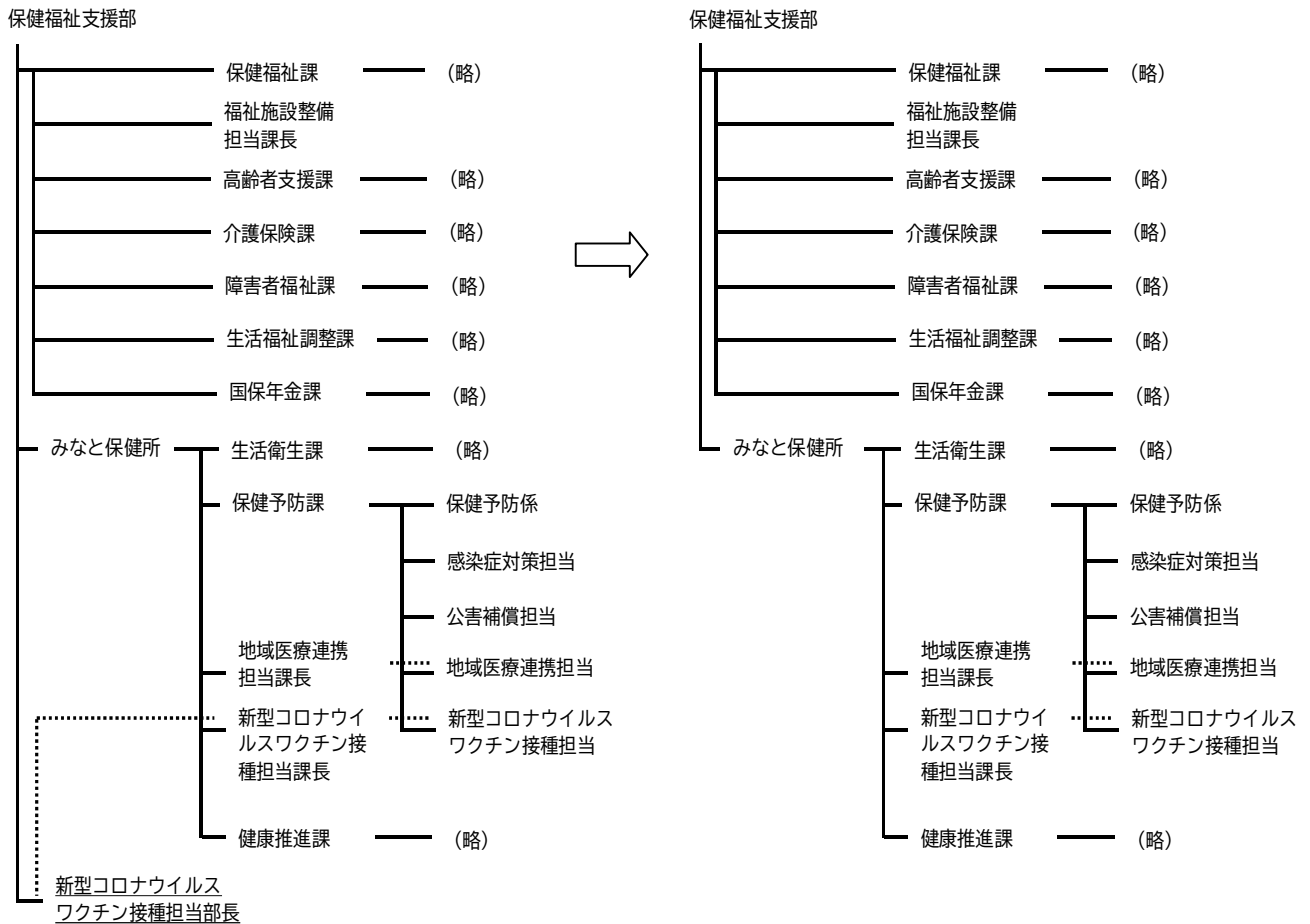


産業・地域振興支援部



(2) 保健福祉支援部

新型コロナウイルス感染症について、国において感染症法上の分類が改められるなど、ワクチン接種を取り巻く局面変化を踏まえ、新型コロナウイルスワクチン接種担当部長を廃止し、ワクチン接種の実施に係る執行体制を整理します。



3 分掌事務

文化芸術事業連携担当部長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
[新設]	1 港区立みなと芸術センターの整備及び総合調整に関すること。 2 文化芸術振興及び国際化の推進に関すること。 3 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に関すること。

地域振興課 (抜粋)

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
文化芸術ホール整備担当 1 文化芸術ホールの整備等に関すること。	[廃止]

[新設]	みなと芸術センター整備担当 1 港区立みなと芸術センターの整備等に関する事。
------	---

新型コロナウイルスワクチン接種担当部長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
1 新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備及び実施に関する事。	[廃止]